

浅草国際通り
まちづくり協定書



平成 1 2 年 7 月 施 行

浅草国際通り商店街連合会

《 前 文 》

趣 旨 浅草国際通りのまちづくりは、『ビートストリート』というまちのテーマの実現に向けて、会員の意識の統一と調和のある一体的なまちづくりの活動の中で推進するものであります。

『ビートストリート』の「ビート（BEAT）」を、Best（最高の）、Entertainment（もてなしをする）、Authentic（本物の）、Town（まち）と理解し、国際通りを訪れるお客様との触れ合いを喜びとして、まちの皆さんと一緒に楽しく豊かに暮せる環境を創出するものであります。

浅草国際通りは、世界の音楽を通してお客様に気軽に訪れていただき、快適で楽しく、最高の心遣いともてなしを提供し、真の伝統文化を継承する本物で安全なまちづくりを目指す、というまちづくりのコンセプトをもっています。

まちづくりコンセプトや商店街憲章を基盤として、特有の歴史ある地域文化や経営資源を大切に時代継承を育みながら、まちの発展と商店経営の繁栄を図るため、これから取り組む各種の活性化事業やまちづくり活動にガイドライン（ルール）をつくりタウンマネジメントを推進していくものであります。

憲 章 （ 誓 約 ）

私たちは、この浅草国際通りを浅草の商業の中心と位置づけ、美しく、楽しいいきいきとした新しいまちづくりに常に努力し、このまちを訪れる人たちを気づかいと愛をもってお迎えします。

（ 基本7ヶ条 ）

1. 浅草の歴史と文化を大切にすまちづくりに努めます。
2. 商店街の美観と安全に心掛けます。
3. 新しい出会いに感謝します。
4. お客様を奉仕の心で迎えます。
5. 楽しさと発見のまちに心掛けます。
6. 浄化運動を推進し、明るい環境づくりに努めます。
7. 協調と共生の精神を基本とします。

《まちづくり協定ガイドライン》

第1条 目 的

本協定は、浅草国際通りの発展と会員商店等の繁栄を図るため、会員の協調と共生の和を以て、個性的で魅力的な都市空間とタウンマネジメントを創出し、調和のある一体的なまちづくりを推進することを目的とします。

第2条 運用組織

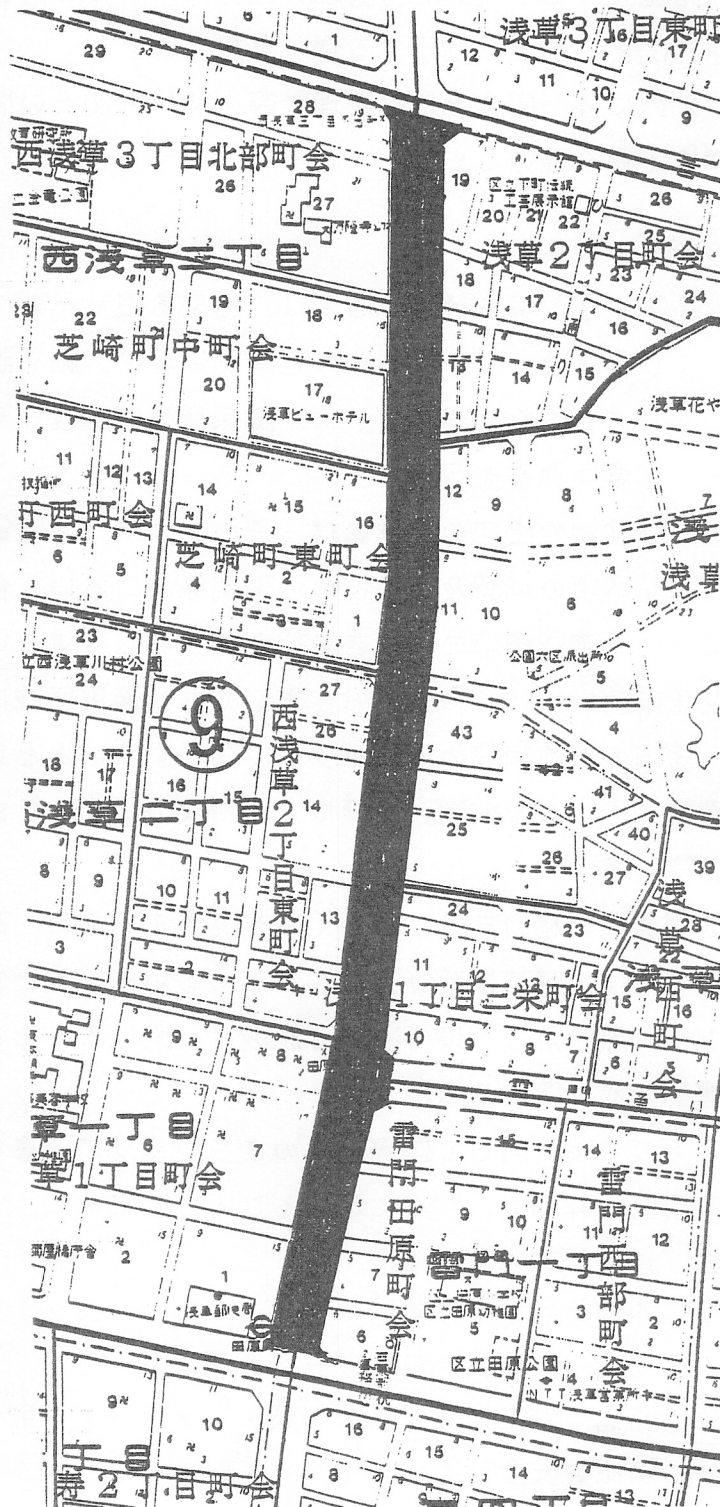
本協定の目的を円滑かつ適正に遂行するため「国際通りまちづくり審議会」を設置します。

- ① 「国際通りまちづくり審議会」の組織は、浅草国際通り商店街連合会の代表者、及び加盟する各商店会の代表者、地域の代表者、まちづくり委員会の代表者及び各小委員会の代表者、東京商工会議所台東支部の代表者と、有識者の20名以下を以て構成し、議長には浅草国際通り商店街連合会会長が就任します。
なお、必要に応じて関係行政の代表者（東京都第一建設事務所、台東区都市づくり部等）や、専門家を招致して参考人の意見を聴取することとします。
- ② 「国際通りまちづくり審議会」の検討議案は、次の各号に掲げる事項について現状を尊重しつつ、行政が策定した地域計画や商店街が策定した将来ビジョンとの整合を図り、関係機関との調整や、関係者及び委員の意見を集約し、議案を決定してまいります。
 - A. 本協定の適用区域に関する事。
 - B. 統一した街路デザインの修景及び管理に関する事。
 - C. 建物の新築・増改築及び改修・改装に関する事。
 - D. 道路及び歩道の改修、安全・維持管理に関する事。
 - E. 新規出店店舗及び各種施設開発のテナントミックスに関する調整や、商店街運営に関する事。
 - F. その他、必要と認められる事項に関する事。
- ③ 「国際通りまちづくり審議会」の議決は、構成委員の3分の2以上の出席者を以て成立し、各議案は出席委員の過半数を以て決定します。
- ④ 委員以外の会員は、「国際通りまちづくり審議会」にオブザーバーとして出席し、参考意見を述べることができます。

第3条 適用区域

浅草国際通り商店街連合会の加盟商店会を中心とした、通称国際通りに面する建物及び構造物を対象に、範囲は国際通りの南側は浅草通り交差点より、北側は言問通り交差点の区間とします。（適用区域図参照）

【適用区域図】



第4条 統一した街路デザインの修景及び管理

国際通りの統一した街路デザインによるモール化修景事業を推進するために、各街路施設の工事及び維持管理について、各商店会による協調・調和と、各商店会及び道路管理者等の関係機関との調整や協議を図るものであります。

- ① 国際通りの各商店会及び道路管理者等の関係機関は、国際通り商店街連合会が事業決定の別途に定める統一した街路デザインに従い、街路のモール化修景事業を実施します。
- ② 修景街路施設の工事及び維持管理の区分については、各商店会と道路管理者等の関係機関と、別途に明示する通り実施します。

また、別途に各商店会と道路管理者等の関係機関との間で、工事協定書及び維持管理協定書を締結します。

第5条 建物の新築・増改築

- ① 建物の新築・増改築を計画する者は、出来る限り早期に計画概要を「国際通りまちづくり審議会」及び、建物の近隣関係者に詳細を説明することとします。
- ② 「国際通りまちづくり審議会」は、関係行政機関及びその他関係機関の意向を踏まえ、必要な調整を行います。
- ③ 建築主及び建物や出店の計画者は、その計画が「国際通りまちづくり審議会」の事前調整事項の承認及び建物の近隣関係者において合意されてから、建築基準法に基づく確認申請の手続きを行うこととします。
- ④ 建築確認申請担当行政機関におきましても、適用区域にかかわる建築物の手続きは、③項の事前調整の承認を受けて開始することとします。
- ⑤ 上記③項、④項の事前調整事項は、概ね次の通りとします。

A. 建築用途

国際通りの魅力あるまちづくりを実現するため、高度利用を図るとともに、低層階は、商業性及び文化性を高める用途を主とする内容とします。
また、風紀及び環境を害する施設は、避けることとします。

B. 建築形態に関する事項

以下の事項に関して国際通りのまちづくりにふさわしい内容とします。
各項目の詳細は、別途に定めることとします。

ア、建物の高さ及び構造・設計

イ、外壁の材質及び色彩

ウ、看板、広告物、日よけテント類

エ、路面1階部分及びその店頭・ファサードの取り扱い

オ、防犯等安全対策

カ、ゴミ処理・緑化等環境対策

キ、駐車場及び駐輪場の規模・形態と騒音等の環境対策

第6条 建築及び店舗の改修・改装

- ① 建築物所有者及び国際通りに面する低層階の店舗においては、目的や魅力あるまちづくりの方向に合った建物及び店舗の改修・改装に努め、外観については第5条の事前調整事項に準ずることとします。
- ② ただし、業種、業態の変更の伴わない工事についてはこの限りではありません。

第7条 道路及び歩道、私有地道路の改修と、安全・維持管理

- ① 区域内の道路部分の改修及び一時工事は、自己の負担で現況に復旧することとして、「国際通りまちづくり審議会」に工事計画書を提出し、承認を得なければなりません。
- ② ①項について、関係機関と協議し、決定します。
- ③ 歩道等の維持管理は、常に安全と快適性を第一に良好な歩行空間を確保するために、次の事項に関して維持管理を行うこととし、内容は別途に定めます。
 - A. 局部的補修及び補修材料の確保
 - B. 植栽の手入れ、歩道の清掃、自転車の整理、ゴミ処理等
 - C. その他、行政機関の指示事項

第8条 新規出店店舗及び各種施設開発のテナントミックスに関する調整や、商店街運営に関すること。

新しいまちづくりに向けたタウンマネジメントとして、国際通り全体の集客力と魅力を向上させるため、まちなみ形成と機能配置や業種配置を計画的に進め、新規の出店業種や新規の施設開発を促進または制限します。

- ① 来街者やお客様の利便性と、回遊性を高めるため、各ブロック地区の現況重視を中心としたゾーン区分による、業種・業態の最適化を推進いたします。
- ② ①項の各地区のゾーン区分は、別途に定めます。
- ③ その他、魅力あるまちづくりを実現するための各種活性化事業の協力については、必要に応じて協議いたします。

第9条 その他

- ① 前条までに記載されていない事項であっても、まちづくりに影響する事項については、関係者と「国際通りまちづくり審議会」が事前に十分協議を行うこととします。
- ② 本『まちづくり協定』の内容について変更若しくは追加のある場合は、浅草国際通り商店街連合会の理事会の承認を得て、総会で決定することとします。

《 付 則 》

第10条 施行日

本協定は、平成12年7月1日より施行いたします。

以 上

《 別途指針 》

※「国際通りまちづくり審議会」は「審議会」と文中に示す。

1. 統一した街路デザインの修景及び管理に関する事項〔第4条〕

①街路の設計デザインについては、デザイン小委員会が検討し、浅草国際通り商店街連合会が決定した設計デザインで、道路管理者（東京都第一建設事務所）及び交通管理者（東京都公安委員会）が認めた内容とします。

②工事及び維持管理の区分については、東京都のシンボルロード事業区間及び道路修景事業区間、ともに各商店会と道路管理者との間で工事協定書及び維持管理協定書を締結します。

その内容については、カラー舗装、街路灯、植栽、ガードレールなどの道路施設は東京都の施工及び管理で、案内標示板、モニュメント、放送施設、アーケード及び統一テントなどの商店街施設は各商店会の施工及び管理を基本とします。

ただし、道路修景事業区間の工事費の事業基準（工事費の平方メートル単価）を上回る費用が発生する場合は、各商店会が負担するものとします。

2. 建物の新築・増改築に関する事項〔第5条〕

①建物の高さ及び構造・設計については、地上5階以上の建造物とし、基本計画から基本設計及び実施設計の各段階で「審議会」の承認が必要となります。

建物は個性的デザインと特に低層階部分は商業文化性の高いデザインの導入に努力することとします。

②外壁の材質及び色彩についても、個性及び商業文化性が高い体裁となるよう努力することとします。

特に、低層階のファサード部分は、隣接店舗等への営業的な配慮を必要とします。

③看板、広告物、日よけテント類については、袖看板及び日よけテントは国際通りの統一したデザイン及び設置基準に合わせて設置することとし、歩道上の置き看板（可動式を含めて）は設置しないこととします。

屋上等の広告看板類は、スポンサー及びそのデザインについては「審議会」の承認が必要となります。

軒下看板及び建物の壁面等を利用する看板類は、建物に合わせたデザインで設置基準に合わせて設置することとします。

※看板類（袖看板、軒下看板、壁面看板）の設置基準は、地上より2.5メートル以上の高さ、建物からの歩道への出幅は1メートル以内（道路占用部分）とします。

④路面1階部分及びその店頭・ファサードの取り扱いについては、隣接店舗等への営業的な配慮をもって、可動ケースやワゴン及び可動置き看板等を店頭周辺に配置することを禁じます。

また、呼び込みや客引き行為及びワゴンセールは、浅草国際通り商店街連合会のイベント事業や販促事業を除いて禁じます。

道路占用物件を設置する場合は、関係機関の許可手続きの前に「審議会」の承認が必要となります。

⑤防犯等安全対策については、路面1階部分と店頭・ファサードは、特に閉店時も清潔を保ち、シャッターやウインドを工夫して明るく快適な歩行者空間を確保できるよう努力することとします。

2階以上もテナントなどの独立店舗のある商業ビルは、1階部分だけでなくエレベーターホール、エレベーター内、階段周辺についても、清潔・安全を第一に心掛けることとします。

2階以上の商店等の閉店時は、関係者以外の出入りを禁じる対策をとり、防犯・防火への安全を確保することとします。

⑥ゴミ処理・緑化等環境対策については、ゴミ箱を昼夜を通して歩道上に放置せず、ゴミ分別の徹底を図り、ゴミ回収時に対応することとします。

街路の緑化促進に向けて建物の緑化導入に努力するとともに、街路樹等の緑化部分や店舗や建物の周辺の歩道の清掃等の環境保全に積極的に努めることとします。

⑦駐車場及び駐輪場の規模・形態と騒音等の環境対策については、駐車場は高度土地利用の観点から立体型駐車場の促進を図り、排ガス騒音等にかかわる環境基準は、大店舗立地法の基準とします。

出入庫時に歩道を横断する駐車場は、歩行者の安全を図るため無人駐車場とはしないこととします。

また、車道上の駐車は、荷捌き以外は禁ずることとします。

大型店舗やマンション等への自転車利用は敷地内で適正な規模の駐輪場を設置し、歩道の快適性を確保するため、常に整理整頓に努め歩道上の放置自転車とならない対策を当事者は責任をもって行うこととします。

3. 道路及び歩道、私有地道路の改修と、安全・維持管理に関する事項〔第7条〕

①局部的補修及び補修材料の確保については、工事期間は出来る限り短く、工事時間は歩行者の妨げにならない時間帯で実施することとします。

道路施設や商店街施設への損傷及び破損は、工事施主が現状復旧若しくは補修材料をもって手当することとします。

補修材料は、道路施設は道路管理者、商店街施設は各商店会であらかじめ確保して置くものとします。

ただし、独自のデザインの道路施設の補修材料については浅草国際通り商店街連合会が確保して置くものとします。

②植栽の手入れ、歩道の清掃、自転車の整理、ゴミ処理等については、前2項に準ずるものとします。

③その他行政機関の指示に関する事項については、浅草国際通り商店街連合会の理事会の合意に基づいて対応することとします。

4. まちなみ形成と機能配置や業種構成の各地区のゾーン区分に関する事項〔第8条〕

各商店会の現状の商業集積を尊重して次のゾーニング基準とします。

国際通り第1部地区と第2部地区は、飲食・生活文化業種ゾーン。第3部地区は、飲食・社交・宿泊サービス業種ゾーン。雷門田原地区と商興会地区は、飲食・生活文化業種ゾーン。公栄会地区と友和会地区は飲食・ファッション文化・娯楽文化業種ゾーン。商栄会地区は、飲食・生活文化・サービス業種ゾーン。とします。